

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市新南陽プール

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人周南市体育協会

所在地 周南市大字徳山427番地

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(参 考)

公益財団法人周南市体育協会の概要

1 目的

公益財団法人周南市体育協会は、周南市民のスポーツの統一組織として、市民の体力の向上及びスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興に寄与することを目的としている。

2 設立年月日 昭和53年7月1日

3 所在地 周南市大字徳山427番地 キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター内

4 事業内容

- (1) 市民のスポーツ精神を確立すること。
- (2) スポーツに関する調査、研究、宣伝及び啓発を行うこと。
- (3) スポーツの指導者及びスポーツクラブ・チーム等の育成並びにスポーツ教室等各種市民スポーツ振興事業を実施すること。
- (4) 公益財団法人山口県体育協会との連絡並びに加盟団体の強化・発展及び相互の連絡協調を図ること。
- (5) スポーツに関する諸事業・諸大会等を実施し、又は援助すること。
- (6) 関係機関に対してスポーツに関する意見を述べ、又は関係機関が行う施策に協力すること。
- (7) 育成団体（学生・生徒・児童等を主体とした組織団体）の強化と組織の確立を図ること。
- (8) スポーツの功労者を表彰すること。
- (9) 財政の確立を図ること。
- (10) 各種体育施設の管理運営及びこれに付随する事業を実施すること。
- (11) その他この法人の公益目的達成に必要な事業を行うこと。
- (12) 体育施設の管理運営に関するもののうち、収益を目的とした諸事業の遂行を行う。
- (13) 管理施設に付設された軽食喫茶室の運営及び飲料水等の自動販売機の設置運営を行政（周南市）から付託され行う。

- (14) スポーツ記念グッズ等の販売をスポーツ愛好者のために行う。
- (15) その他公益事業の一助になる範囲内で、収益を伴う諸事業を行う。

5 組織等（平成28年12月現在）

- (1) 役員 42人（顧問3人、理事37人（会長1人、副会長7人、専務理事1人、常務理事3人、理事25人）、監事2人）
- (2) 評議員 36人
- (3) 職員 66人